

NEWS RELEASE

株式会社岡三証券グループ（コード 8609）
上場取引所：東証・名証（市場第一部）

代表者：取締役社長 新芝 宏之
住 所：東京都中央区日本橋 1-17-6



平成 30 年 12 月 10 日

各 位

コーポレートガバナンス・ガイドラインの一部改正に関するお知らせ

岡三証券グループでは、このたび、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を一部改正いたしましたので、お知らせいたします。

1. 趣旨

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題の一つとして位置付け、その基本的な考え方や方針について「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として定め、当社ホームページにおいて公表しております。

このたび、平成 30 年 6 月にコーポレートガバナンス・コードが改訂されたことに伴い、その趣旨・内容を踏まえ、本ガイドラインを改正いたします。

2. 改正の項目

主な改正項目は以下の通りです。

- ① 政策保有株式について（第 7 条および別紙 2、3）
- ② 企業年金について（第 17 条）
- ③ 情報開示について（第 18 条、第 19 条）
- ④ CEO 等の後継者計画の策定・運用（第 22 条）
- ⑤ 客観性・透明性のある報酬制度の設計（第 23 条）
- ⑥ 客観性・適時性・透明性のある CEO の選解任手続き（第 24 条）
- ⑦ 中期経営計画について（第 38 条）
- ⑧ 取締役会の多様性について（別紙 7）

詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(http://www.okasan.jp/ir/governance/pdf/governance_g.pdf) をご確認ください。

当社は今後も、株主の権利・平等性の確保、適確かつ迅速な意思決定ならびに業務執行の体制および適正な監督・監視体制の構築を図り、株主に対する受託者責任・説明責任を果たすとともに、ステークホルダーとの良好な関係の構築に努めてまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせは、広報 IR 部 藤江（03-3275-8248）までお願いいたします。